

神戸市 建設リサイクル法に基づく届出に関する閲覧について

令和3年4月15日環境局決定

1. 趣旨

この文書は、神戸市における建設リサイクル法(以下「法」という。)第10条に基づく届出(以下「届出」という。)に関する閲覧及びその手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 閲覧の対象

(1) この文書で定める閲覧の対象は、法人が届け出る解体工事にかかる届出のうち、前年度及び当該年度の工事着手予定日以降のものとする。(但し、閲覧情報の更新は1週間に1回程度とする。)

(2) 閲覧情報は、法人が届け出る建築物に係る解体工事の届出書(法定様式1号)記載の下記項目一覧

< 閲覧項目 >

発注者又は自主施工者の氏名、住所、電話番号(法人のみ)、届出年月日

1. 工事の概要

① 工事の名称、② 工事の場所、③ 工事の規模(用途、階数、工事対象床面積の合計)

2. 元請業者

① 法人の商号又は名称、代表者氏名、② 住所、電話番号

5. 工事の概要欄の(工事着手予定日)、(工事完了予定日)

3. 閲覧場所

閲覧所は、環境局 事業系廃棄物対策課内に置く。

4. 閲覧時間等

(1) 閲覧所における書類の閲覧時間は、窓口対応時間とする。

(2) 閲覧所の休日は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2号第1項に規定する本市の休日とする。

5. 書類の閲覧の手続

書類を閲覧しようとする者は、「建設リサイクル法第10条に基づく届出に関する閲覧申請書」に所定事項を記入しなければならない。

6. 閲覧料

書類の閲覧は、無料とする。

7. 禁止事項

(1) 閲覧書類は、閲覧所以外の場所で閲覧してはいけない。

(2) 閲覧者は必要事項について、メモをとるまたは撮影することはできるが、複写機によるコピーはできないものとする。

(3) その他、閲覧の趣旨に反すると認められる事項はできないものとする。

8. 上記による閲覧は、令和3年4月1日以降の環境局への届出分からとする。

ただし、令和2年度建築住宅局への届出分については、届出書(写し)のうち、下記に掲げるものとする。

① 届出書(法様式第一号) ② 分別解体等の計画等(法別表1) (但し、個人情報を除く)